

名古屋家庭裁判所委員会（第23回）議事概要

1 日時

平成26年11月28日（金）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

大会議室（7階）

3 出席者

（委員）

加藤委員，木村委員，小出委員，佐藤委員，杉山委員，森瀬委員，野口委員，山本委員，山田委員，大圖委員，藤山委員（委員長），鬼頭委員

（事務担当者）

岩井少年部総括裁判官，河合事務局長，岡林事務局次長，田中首席家庭裁判所調査官，唐澤次席家庭裁判所調査官，中島少年首席書記官，角屋総務課長，小栗総務課課長補佐，小山総務課庶務係長

4 議事

開会

委員長選出

意見交換

テーマ「再非行防止の取組の在り方等」について意見交換（別紙記載のとおり）

次回開催日

平成27年6月22日（月）

意見交換テーマ

「模擬調停を通して市民目線から家事調停手続を考える」（仮）

閉会

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(◆：委員， ○：委員長， △：事務担当者)

- ◆ 最近は犯罪の低年齢化が進んでおり，地域で荒れた少年がいると，そこから周囲に広がっていく傾向があるため，非行を早く発見することが大切だと言われている。非行の原因としては，少年の家庭環境による影響が多少なりともあり，家庭の目が行き届かないことが犯罪につながるのではないかと思う。
- ◆ 裁判所は敷居が高く，遠い存在に感じる。裁判所がアフターフォローをすることについては安心感があるが，その際に裁判所の関係者が来たことが周囲のうわさになることで孤立感が高まり，再非行につながるので，そのあたりをフォローすることが重要であると思う。
- ◆ 補導委託先となっている自立援助ホームがこの地域でも増えていくことが望ましい。
- △ 従前は，個人が少年を引き受けて一緒に生活する形態が多く，補導委託先も現在より多かったが，時代の流れの中でそのような委託先は減ってきており，現在は，更生保護施設，自立援助ホーム及び社員として住み込みで働く会社が委託先の中心となっている。補導委託の件数自体も減ってきているが，民間の協力を得て少年の更生を図るといふ補導委託の制度趣旨に鑑み，協力していただける委託先を見つけるなどして，補導委託制度を活発にしていきたいと考えている。
- ◆ 医師会が自治体の高齢者虐待に関する会議に出席することがあるが，その際には，特別養護老人ホームで補導委託された少年が社会奉仕活動を行っていることを念頭に置いて，会議に臨みたいと思う。
- ◆ 少年の社会奉仕活動にボランティアとして参加したいという大学生もいるが，どのようなルートで申し込めばいいかが分からないことがある。家庭裁判所がその点を積極的に広報すれば，学生のボランティアを発掘できるのではないか。

- ◆ 外国人の少年が犯罪に至る経緯において、日本人と異なる特徴はあるか。
- △ 外国人のコミュニティーができていない地域では、学校に適応できない外国人の少年が集まって行動し、日本人の暴走族とけんかするなどの問題を起こすことがあった。また、国民性や規範の違いから、物事を考える基準が異なっていたり、日本語と母国語の双方が十分に学ばず、自分のアイデンティティーが確立できない少年も多かった。
- ◆ デートDVやインターネット上の誹謗中傷等については、再非行のおそれが高いのではないかとと思われる。
- △ デートDV等に限らず、家庭裁判所で終局処分を行った少年のうち、以前にも家庭裁判所に事件が係属したことがある少年の割合は、40パーセント前後の高い水準で推移している。また、少年院を出院した少年の15%程度が5年以内に再び少年院に入ってしまったが、少年の更生のためには就労支援が重要であると言われており、少年院法の改正においても、保護観察所と連携して少年が少年院を仮退院する際の就労先の確保に努めることが明文化されたところである。
- ◆ 発達障害や知的障害のある少年の再非行の実情はどうか。
- △ 非行を犯す少年には、発達障害等がある少年も一定程度含まれているが、非行を犯して家裁に送致された段階では、発達障害等であるとの診断がなされていないケースが多く、診断を受けて適切なケアを受けることが再非行の防止のためには重要であると考えられる。家庭裁判所では、障害がどのように影響して非行に至ったかを調査し、その点に手当が必要であれば、医療機関への受診等を助言・指導しており、事案によっては、医療少年院等での医療措置を受けさせている。
- ◆ 勉強ができ成績が優秀だと、親や学校は発達障害等があることを問題としない傾向があるが、その姿勢を見直し、早い段階から福祉的配慮や教育をしていくことが必要だと思う。

- ◆ 審判不開始や不処分となった少年に対しては、どのような取組をしているか。
- △ 家庭裁判所では、調査官が少年及び保護者と面接し、少年の課題を明らかにするとともに、非行後の改善状況や被害弁償状況を確認し、それを踏まえて少年の課題に応じた個別的な働きかけを行ったり、被害の実情等を考えさせる講習を受講させたりしている。その結果、再非行のおそれはないと判断をした場合には、審判不開始や不処分としている。なお、当庁でこの講習を受けた少年のうち約10ないし15パーセントが再非行で事件係属している。全体的な再非行の状況に照らせば低い割合にはなっているが、より効果的なプログラムを検討していく必要はあると考えている。
- ◆ 少年事件の現状や再非行防止の取組について一般市民に周知することも効果的ではないか。家庭裁判所委員会の模様をテレビで放送してもらったり、裁判所職員がテレビ番組に出演して周知するなどしたらどうか。
- ◆ 検察庁全体でも再犯防止には積極的に取り組んでおり、再非行の要因を明らかにした上での効果的な指導や関係機関が連携した指導支援の実施並びに家族の監護強化や効果的な社会貢献活動の推進を図るなどの取組を行っている。家庭裁判所においても、統計数値や少年非行の傾向などを提供するなどして、捜査、福祉、医療などの各関係機関との協力・連携関係を深めていくべきである。
- ◆ 少年院を退院するなどして社会に戻ってきた少年を、社会がどう許して受け入れていくかをアピールし、退院後の少年の孤立化を防ぐ必要があると思う。

(以 上)